明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○行政機関職員定員令等の一部を改正する政令（一六七）　二
○内閣官房組織令の一部を改正する政令（一六八）　二
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（一六九）　三
〔省　令〕
○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（**文部科学**一九）　三
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九九）　四
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**三六）　四
○電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**四七）　五
〔告　示〕
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（**農林水産**九五六）　五
○保安林の指定をする件（**同**九五七～九六三）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**九六四～九八一）　九
○道路に関する件（**関東地方整備局**一九六、一九七）　九
○登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出に関する件（**沖縄総合事務局**二六）　九
〔国会事項〕
内閣　復興庁　法務省　財務省　九
〔人事異動〕
内閣　復興庁　法務省　財務省　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則の一部を改正する規則（内閣）　一〇
国家試験
令和二年度弁理士試験の延期について（工業所有権審議会）　一〇
〔公　告〕
諸事項　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、企業年金基金変更関係　二六
会社その他　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令等の一部を改正する政令（政令第一六七号）（内閣官房）

1　就職氷河期世代支援対策を推進する体制を強化するため、内閣府の職員の定員を改正するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を推進する体制を強化するため、内閣の機関及び厚生労働省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第一六八号）（内閣官房）

1　令和三年一月三一日までの間、内閣参事官の定数を七三人とし、うち五四人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第六条第三項及び附則第四項関係）

2　令和三年一月三一日までの間、内閣参事官の定数を一〇一人とし、うち三六人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第八条第三項及び附則第七項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（政令第一六九号）（文部科学省）

1　新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により災害共済給付契約に係る共済掛金を支払うことができない場合における支払期限の延長等について定めることとした。（原始附則第一条の四関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。